

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画					
No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	八丈町物価高騰対応生活者支援事業 (R7補正分)	①電気、ガス、食料品等の物価価格の高騰を受け、離島であるが故にその影響も甚大である。町民に対して給付金を支給することで、物価高による不安を少しでも解消、町民の安心・安全な暮らしを守ることを目的とし、八丈町に住民票がある者に対し5,000円分のEdyギフトを支給、基準日時点で18歳以下の者に対しては、追加で5,000円分のEdyギフトを支給。 ②役務費・扶助費等 ③5,900人×5,000円＝29,500,000円 900人×10,000円＝9,000,000円 事務費：3,000,000円（郵便料:1,000千円、委託料:1,000千円、人件費等:1,000千円） ④ 1. 令和8年6月1日（基準日）時点で八丈町に住民票があり、2の条件に該当しない者（5,900人想定）：一人当たり5,000円分のEdyギフト 2. 令和8年6月1日（基準日）時点で八丈町に住民票があり、18歳以下の者（900人想定）：一人あたり10,000円分のEdyギフト ※世帯ごとに世帯主に対して支給する。なお、世帯主とは基準日時点での世帯主とする。	R8.6	R9.3
2	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応重点支援水道料金補助金 (R7補正分)	①電気、ガス、食料品等の物価価格の高騰を受け、離島であるが故にその影響も甚大であり、生活水準の維持や事業者の経費削減のため水道料金を、物価高騰対応事業として補助することで、住民の安全・安心な暮らしを守るとともに事業者の事業継続を支援する。 ②公共機関を除く八丈町水道使用契約者の令和8年4月検針分～9月検針分（5月請求分～10月請求分）の水道料金補助 ③公共機関を除く個人及び事業者すべてに係る料金 6,462水栓 ただし、別に実施する物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金の対象となる経費（13口径、20口径、25口径の水道使用者の、5㎡までの従量使用料金及び量水器等使用料金）は除く。 歳入見込額：150,000千円（6か月分）（うち118,000千円分に交付金を充当。32,000千円は別に実施する物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金を充当） その他（C）の内訳：都交付金（水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金） ④公共機関を除く八丈町水道使用の全契約者。ただし、物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金の対象者の対象経費分を除く。	R8.4	R8.12

令和８年度 第２回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画					
No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	八丈町物価高騰対応生活者支援事業 (R7補正分)	①電気、ガス、食料品等の物価価格の高騰を受け、離島であるが故にその影響も甚大である。町民に対して給付金を支給することで、物価高による不安を少しでも解消、町民の安心・安全な暮らしを守ることを目的とし、八丈町に住民票がある者に対し5,000円の現金を支給、基準日を含む年度の年度末時点で18歳以下の者（高校3年生相当。進学等で本人が八丈町に住民票を有していないものの、住民票がある者に扶養されている者も含む。）に対しては、追加で5,000円の現金を支給。 ②役務費・扶助費等 ③5,900人×5,000円＝29,500,000円 900人×10,000円＝9,000,000円 事務費：3,000,000円（郵便料:1,000千円、委託料:1,000千円、人件費等:1,000千円） ④ 1．令和8年6月1日（基準日）時点で八丈町に住民票があり、2の条件に該当しない者（5,900人想定）：一人当たり5,000円を支給 2．令和8年6月1日（基準日）時点で八丈町に住民票があり、基準日を含む年度の年度末時点で18歳以下の者（高校3年生相当）（900人想定）：一人あたり10,000円を支給 3．令和8年6月1日（基準日）を含む年度の年度末時点で18歳以下の者（高校3年生相当）で八丈町に住所を有していないが、1に該当する者に扶養されている者（50人想定）：一人あたり10,000円を支給。 ※世帯ごとに世帯主に対して支給する。なお、世帯主とは基準日時点での世帯主とする。	R8. 6	R9. 3
2	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応重点支援水道料金補助金 (R7補正分)	①電気、ガス、食料品等の物価価格の高騰を受け、離島であるが故にその影響も甚大であり、生活水準の維持や事業者の経費削減のため水道料金を、物価高騰対応事業として補助することで、住民の安全・安心な暮らしを守るとともに事業者の事業継続を支援する。 ②公共機関を除く八丈町水道使用契約者の令和8年4月検針分～9月検針分（5月請求分～10月請求分）の水道料金補助 ③公共機関を除く個人及び事業者すべてに係る料金 6,462水栓 ただし、別に実施する物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金の対象となる経費（13口径、20口径、25口径の水道使用者の、5㎡までの従量使用料金及び量水器等使用料金）は除く。 歳入見込額：160,000千円（6か月分）（うち118,000千円分に交付金を充当。一般財源等のうち、10,000千円はNo.3事業を充当し、32,000千円は別に実施する物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金を充当。） その他（C）の内訳：No.3事業及び都交付金（水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金） ④公共機関を除く八丈町水道使用の全契約者。ただし、物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金の対象者の対象経費分を除く。	R8. 4	R8. 12
3	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応重点支援水道料金補助金 (R8補正分)	①中東情勢の影響による電気、ガス、物価価格の高騰を受け、離島であるが故にその影響も甚大であり、生活水準の維持や事業者の経費削減のため水道料金を、物価高騰対応事業として補助することで、住民の安全・安心な暮らしを守るとともに事業者の事業継続を支援する。 ②公共機関を除く八丈町水道使用契約者の令和8年9月検針分（10月請求分）の水道料金補助（No.2事業と併せて実施） ③公共機関を除く個人及び事業者すべてに係る料金 6,462水栓 ただし、別に実施する物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金の対象となる経費（13口径、20口径、25口径の水道使用者の、5㎡までの従量使用料金及び量水器等使用料金）は除く。 歳入見込額：160,000千円（6か月分）（うち9月検針分の歳入予定額26,000千円分に6,827千円を充当） その他（C）の内訳：一般財源及び都交付金（水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金） ④公共機関を除く八丈町水道使用の全契約者。ただし、物価高騰・猛暑対策水道料金補助事業補助金の対象者の対象経費分を除く。	R8. 9	R8. 12